



支援制度のご案内

令和6年能登半島地震により被災された町民の皆様が、一日でも早く、安全・安心な生活を送ることができるよう、各種支援をご案内します。

支援（一部損壊以上の罹災証明書が必要です）

※ ○は申請可能。×は申請不可。

番号	制度	対象者						問合せ先
		罹災証明書で「住家」に被害を受けた方						
		全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	
1	義援金 (県第一次・二次・三次配分・町分)	○	○	○	○	○	○	志賀町 会計課 電話：32-9110
2	住宅の応急修理制度	○	○	○	○	○	×	志賀町 まち整備課 電話：080-7359-8554
3	被災者生活再建支援金	○	○	○	○	×	×	志賀町 環境安全課 電話：32-9321
4	地域福祉推進支援臨時特例給付金	○	○	○	○	×	×	地域福祉推進支援臨時特例給付金コールセンター 電話：076-225-1956
5	公費解体制度	○	○	○	○	×	×	志賀町 環境安全課 電話：32-9321
6	自宅再建利子助成事業給付金	○	○	○	○	×	×	自宅再建利子助成事業給付金コールセンター 電話：076-225-1968

その他支援

番号	制度	対象者	内容	問合せ先
7	義援金 (特別給付金)	令和6年1月1日時点で志賀町に住民登録をしていた本人または1世帯の構成者	全員に5万円/人を配布	専用コールセンター 電話：0120-102-829
8	義援金 (人的被害)	地震により亡くなられた方のご遺族および地震が直接的な原因で負傷し1ヶ月以上の治療を要する方	亡くなられた方のご遺族： 180万円/人+町分12万円/人 重傷を負われた方： 10万円/人+町分5万円/人	志賀町 会計課 電話：32-9110
9	災害弔慰金	地震により亡くなられた方のご遺族	亡くなられた方が生計維持者： 500万円 その他の方：250万円	志賀町 健康福祉課 電話：32-9131 志賀町 環境安全課 電話：32-9321
10	災害障害見舞金	地震により重度障害が残った方	障害が残った方が生計維持者： 250万円 その他の方：125万円	志賀町 健康福祉課 電話：32-9131 志賀町 環境安全課 電話：32-9321

貸付・融資（※返済が必要です）

番号	制度	対象者	内容	問合せ先
11	災害復興住宅融資	居住する住宅が半壊以上の被害にあわれ住宅を再建する方。(補修に限り準半壊・一部破損の方も対象)	建設：5,500万円(最大) 購入：5,500万円(最大) 補修：2,500万円(最大)	(独)住宅金融支援機構 電話：0120-086-353
12	生活福祉資金貸付 (住宅補修)	高齢者世帯、障害者世帯または低所得世帯のいずれかに該当する被災した世帯(所得基準あり)	住宅補修・修理や破損した家具家電の購入・修理などに要する費用を最大400万円を貸付	志賀町社会福祉協議会 電話：42-2545
13	生活福祉資金貸付 (緊急小口)	被災により当座の生活費が必要な方	原則10万円を無利子で貸付	志賀町社会福祉協議会 電話：42-2545

「住家の[↑]全壊と 罹災判定」が認定された世帯

1 石川県・志賀町義援金 (住宅被害)

☎会計課：☎32-9110

192万円/世帯

第一次配分	第二次配分	第三次配分	志賀町
20万円	80万円	80万円	12万円

2 応急修理制度

☎住宅支援制度窓口

☎070-1523-8403・080-7359-8554

最大70.6万円

完了期限 令和7年12月31日

対象
範囲

- ①屋根・基礎・柱・外壁・床など ②ドア等の開口部
③電気・ガス・上下水道などの配管・配線
④トイレなどの衛生設備

3 被災者生活再建支援金

☎環境安全課：☎32-9321

最大300万円

(単数:225万円)

申請期間

基礎支援金 令和8年2月2日まで
加算支援金 令和9年2月1日まで

		2人以上	単数
基礎支援金		100万円	75万円
加算支援金	建設・購入	200万円	150万円
	補修	100万円	75万円
	賃借	50万円	37.5万円

4 地域福祉推進支援臨時特例給付金

☎臨時特例給付金コールセンター

☎076-225-1956

最大300万円

家財支援等	家財:50万円 自動車:50万円 最大100万円	
住宅再建支援	建設・購入	最大200万円
	補修	
	賃借	最大100万円

- 対象世帯 ①高齢者(65歳以上)がいる世帯 ②障がい者のいる世帯 ③児童扶養手当受給世帯
④住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯 ほか

5 公費解体

☎環境安全課：☎32-9321

震災で被害を受けた家屋等について、所有者の申請に基づき、町が解体・撤去を行います。

申請受付(予約制) 令和7年3月31日(月)まで

※予約は事前にお電話ください。

6 自宅再建利子助成事業給付金

☎自宅再建利子助成事業給付金

コールセンター：☎076-225-1968

【対象】 次の(1)~(3)のすべての項目に該当する方

(1) 県内で住宅の新築・購入または補修を行う方

(2) 次の1~4のいずれかに該当する方

- 1 県内で住宅が半壊以上の被害を受けた
- 2 住宅敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した
- 3 長期避難世帯に認定されている
- 4 応急仮設住宅等に入居していた

(3) 次の収入要件のいずれかを満たす世帯の方

- ・給与収入のみの世帯：600万円以内
- ・給与収入以外の収入がある世帯：440万円以内
- ・23歳未満の被扶養者がいる世帯：所得制限なし

【内容】 住宅再建のための融資で必要な利子分を助成(最大300万円、一括前払い)

※申請は事前にお電話ください。

「住家の[↑]罹災判定」が大規模半壊と認定された世帯

1 石川県・志賀町義援金 (住宅被害)

☎ 会計課：☎ 32-9110

144万円/世帯

第一次配分	第二次配分	第三次配分	志賀町
15万円	60万円	60万円	9万円

※半壊以上の判定を受けた世帯で、解体後に申請した場合は全壊と同様になります。

2 応急修理制度

☎ 住宅支援制度窓口

☎ 070-1523-8403・080-7359-8554

最大70.6万円

完了期限 令和7年12月31日

対象
範囲

- ①屋根・基礎・柱・外壁・床など ②ドア等の開口部
③電気・ガス・上下水道などの配管・配線
④トイレなどの衛生設備

3 被災者生活再建支援金

☎ 環境安全課：☎ 32-9321

最大250万円

(単数:187.5万円)

申請期間

基礎支援金 令和8年2月2日まで
加算支援金 令和9年2月1日まで

		2人以上	単数
	基礎支援金	50万円	37.5万円
加算支援金	建設・購入	200万円	150万円
	補修	100万円	75万円
	賃借	50万円	37.5万円

※半壊以上の判定を受けた世帯で、解体後に申請した場合は全壊と同様になります。

4 地域福祉推進支援臨時特例給付金

☎ 臨時特例給付金コールセンター

☎ 076-225-1956

最大300万円

家財支援等	家財:50万円 自動車:50万円	最大100万円
住宅再建支援	建設・購入	最大200万円
	補修	
	賃借	

- 対象世帯 ①高齢者(65歳以上)がいる世帯 ②障がい者のいる世帯 ③児童扶養手当受給世帯
④住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯 ほか

5 公費解体

☎ 環境安全課：☎ 32-9321

震災で被害を受けた家屋等について、所有者の申請に基づき、町が解体・撤去を行います。

申請受付(予約制) 令和7年3月31日(月)まで

※予約は事前にお電話ください。

6 自宅再建利子助成事業給付金

☎ 自宅再建利子助成事業給付金

コールセンター：☎ 076-225-1968

【対象】 次の(1)~(3)のすべての項目に該当する方

(1) 県内で住宅の新築・購入または補修を行う方

(2) 次の1~4のいずれかに該当する方

- 1 県内で住宅が半壊以上の被害を受けた
- 2 住宅敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した
- 3 長期避難世帯に認定されている
- 4 応急仮設住宅等に入居していた

(3) 次の収入要件のいずれかを満たす世帯の方

- ・給与収入のみの世帯：600万円以内
- ・給与収入以外の収入がある世帯：440万円以内
- ・23歳未満の被扶養者がいる世帯：所得制限なし

【内容】 住宅再建のための融資で必要な利子分を助成(最大300万円、一括前払い)

※申請は事前にお電話ください。

「住家の[↑]罹災判定」が **中規模半壊** と認定された世帯

1 石川県・志賀町義援金 (住宅被害)

☎ 会計課：☎ 32-9110

96万円/世帯

第一次配分	第二次配分	第三次配分	志賀町
10万円	40万円	40万円	6万円

※半壊以上の判定を受けた世帯で、解体後に申請した場合は全壊と同様になります。

2 応急修理制度

☎ 住宅支援制度窓口

☎ 070-1523-8403・080-7359-8554

最大70.6万円

完了期限 令和7年12月31日

対象
範囲

- ①屋根・基礎・柱・外壁・床など ②ドア等の開口部
③電気・ガス・上下水道などの配管・配線
④トイレなどの衛生設備

3 被災者生活再建支援金

☎ 環境安全課：☎ 32-9321

最大100万円
(単数:75万円)

申請期間

加算支援金 令和9年2月1日まで

		2人以上	単数
加算支援金	建設・購入	100万円	75万円
	補修	50万円	37.5万円
	賃借	25万円	18.75万円

※半壊以上の判定を受けた世帯で、解体後に申請した場合は全壊と同様になります。

4 地域福祉推進支援臨時特例給付金

☎ 臨時特例給付金コールセンター

☎ 076-225-1956

最大300万円

家財支援等	家財:50万円 自動車:50万円 最大100万円	
住宅再建支援	建設・購入	最大200万円
	補修	
	賃借	最大100万円

- 対象世帯 ①高齢者(65歳以上)がいる世帯 ②障がい者のいる世帯 ③児童扶養手当受給世帯
④住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯 ほか

5 公費解体

☎ 環境安全課：☎ 32-9321

震災で被害を受けた家屋等について、所有者の申請に基づき、町が解体・撤去を行います。

申請受付(予約制) 令和7年3月31日(月)まで

※予約は事前にお電話ください。

6 自宅再建利子助成事業給付金

☎ 自宅再建利子助成事業給付金

コールセンター：☎ 076-225-1968

【対象】 次の(1)~(3)のすべての項目に該当する方

(1) 県内で住宅の新築・購入または補修を行う方

(2) 次の1~4のいずれかに該当する方

- 1 県内で住宅が半壊以上の被害を受けた
2 住宅敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した
3 長期避難世帯に認定されている
4 応急仮設住宅等に入居していた

(3) 次の収入要件のいずれかを満たす世帯の方

- ・給与収入のみの世帯：600万円以内
- ・給与収入以外の収入がある世帯：440万円以内
- ・23歳未満の被扶養者がいる世帯：所得制限なし

【内容】 住宅再建のための融資で必要な利子分を助成(最大300万円、一括前払い)

※申請は事前にお電話ください。

「住家の[↑]罹災判定」が半壊と認定された世帯

1 石川県・志賀町義援金 (住宅被害)

☎会計課：☎32-9110

49万円/世帯

第一次配分	第二次配分	第三次配分	志賀町
5万円	20万円	20万円	4万円

※半壊以上の判定を受けた世帯で、解体後に申請した場合は全壊と同様になります。

2 応急修理制度

☎住宅支援制度窓口
☎070-1523-8403・080-7359-8554

最大70.6万円

完了期限 令和7年12月31日

対象
範囲

- ①屋根・基礎・柱・外壁・床など ②ドア等の開口部
③電気・ガス・上下水道などの配管・配線
④トイレなどの衛生設備

3 被災者生活再建支援金

☎環境安全課：☎32-9321

最大100万円
(単数:75万円)

申請期間

加算支援金 令和9年2月1日まで

		2人以上	単数
加算支援金	建設・購入	100万円	75万円
	補修	50万円	37.5万円
	賃借	25万円	18.75万円

※半壊以上の判定を受けた世帯で、解体後に申請した場合は全壊と同様になります。

4 地域福祉推進支援臨時特例給付金

☎臨時特例給付金コールセンター
☎076-225-1956

最大300万円

家財支援等	家財:50万円 自動車:50万円 最大100万円	
住宅再建支援	建設・購入	最大200万円
	補修	
	賃借	

- 対象世帯 ①高齢者(65歳以上)がいる世帯 ②障がい者のいる世帯 ③児童扶養手当受給世帯
④住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯 ほか

5 公費解体

☎環境安全課：☎32-9321

震災で被害を受けた家屋等について、所有者の申請に基づき、町が解体・撤去を行います。

申請受付(予約制) 令和7年3月31日(月)まで

※予約は事前にお電話ください。

6 自宅再建利子助成事業給付金

☎自宅再建利子助成事業給付金
コールセンター：☎076-225-1968

【対象】 次の(1)~(3)のすべての項目に該当する方

- (1) 県内で住宅の新築・購入または補修を行う方
(2) 次の1~4のいずれかに該当する方
1 県内で住宅が半壊以上の被害を受けた
2 住宅敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した
3 長期避難世帯に認定されている
4 応急仮設住宅等に入居していた

(3) 次の収入要件のいずれかを満たす世帯の方

- ・給与収入のみの世帯：600万円以内
- ・給与収入以外の収入がある世帯：440万円以内
- ・23歳未満の被扶養者がいる世帯：所得制限なし

【内容】 住宅再建のための融資で必要な利子分を助成(最大300万円、一括前払い)

※申請は事前にお電話ください。

「住家の  罹災判定」が **準半壊** と認定された世帯

1 石川県・志賀町義援金 (住宅被害)

☎ 会計課: ☎ 32-9110

38万円/世帯

第一次配分	第二次配分	第三次配分	志賀町
なし	10万円	25万円	3万円

2 応急修理制度

☎ 住宅支援制度窓口
☎ 070-1523-8403・080-7359-8554

最大34.3万円

完了期限 令和7年12月31日

対象
範囲

- ①屋根・基礎・柱・外壁・床など
- ②ドア等の開口部
- ③電気・ガス・上下水道などの配管・配線
- ④トイレなどの衛生設備

「住家の  罹災判定」が **一部損壊** と認定された世帯

1 石川県・志賀町義援金 (住宅被害)

☎ 会計課: ☎ 32-9110

13万円/世帯

第一次配分	第二次配分	第三次配分	志賀町
なし	3万円	7万円	3万円

 **全町民対象**

7 石川県義援金 (特別給付分)

☎ 専用コールセンター
☎ 0120-102-829

6市町民一律 **5万円**

(七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町)

申請期限は
8月末まで



被災した浄化槽の復旧支援について

志賀町被災浄化槽復旧事業補助金

個人管理の被災浄化槽の復旧に、国の支援制度を活用して、町が補助金交付の支援をします！

支援範囲

- ・下水道など整備区域以外
- ・今回地震で被災したもの
- ・宅内排水管の被災は除く
- ・環境省が承認する範囲 など



志賀町 HP

☎ 浄化槽コールセンター ☎0120-326-121 (フリーダイヤル) (受付：9:00～17:30 自祝を除く)
 メール noto@zenjohren.or.jp

石川県なりわい再建支援補助金の交付を受けた事業者が対象

志賀町なりわい再建支援補助金

事業者の自己負担を軽減し、事業継続を支援します！

受付期限

県補助金公募終了まで

対象者

○県補助金の交付を受けた事業者が対象で、県補助金の対象となる施設および設備などを町内に有する者
 ★ただし、「志賀町事業者等災害復興支援金」の交付を受けた者または交付を受ける予定である者を除く

必要書類

- ・県補助金額の確定通知書の写し
- ・県補助金の実績報告書の写し など

申請方法

・郵送または窓口申請 (申請書類は志賀町 HP からダウンロードできます)
 ※申請は商工観光課で受付します。

補助上限額
500万円

補助率
県補助金の
1/9

町内の企業および個人事業主が対象

志賀町事業者等災害復興支援金

従業者規模に応じて支援金を交付し、事業継続を支援します！

令和7年 受付期限

3.31月まで

対象者

○町内に事務所または事業所を有する事業者 ○町内に住所を有する農林水産漁業を営む事業者
 ※個人事業主で令和5年分確定申告において、事業収入を上回る収入(公的年金を除く)がある事業者は除く
 ★ただし、下記補助金の交付を受けた(受ける予定含む)事業者は除く

- ・志賀町なりわい再建支援補助金
- ・志賀町農業共同利用施設災害復旧事業費補助金
- ・志賀町農業機械再取得等支援事業費補助金
- ・被災木材加工流通施設等復旧対策事業費補助金
- ・石川県漁船等災害復旧支援事業費補助金

支援金額

従業者数	0～4人	5～14人	15～29人	30～49人	50人以上
交付金額	10万円	25万円	50万円	100万円	250万円

申請に必要なもの

- ・確定申告書の写し
- ・令和6年1月1日時点の従業者数が分かる書類(雇用保険被保険者資格取得届など)の写し
- ・印鑑 ・振込先口座の通帳の写し ・本人(申請者)確認書類の写し

※町内に事務所または事業所を有する事業者であることを証明する書類の写しが必要な場合があります。

申請方法

郵送または窓口申請 (申請書は志賀町 HP からダウンロードできます)
 商工観光課・農林水産課および
 志賀町商工会 (☎ 32-1002) 富来商工会 (☎ 42-2562) で申請受付



志賀町 HP



☎ 商工観光課 ☎32-9341 ☎ 農林水産課 ☎32-9221 (受付：8:30～17:15 自祝を除く)

